

「保険会社のリスク管理について（保険会社会計を巡る論点整理）」
に係る意見の概要

1. 保険会社の財務の特性

生命保険会社においては、契約時の予定利率を長期にわたり、毎年保証する必要があるという負債特性があり、この負債特性に応じて、安定的な利息収入の得られる円金利資産、とりわけ円建債券を中心とした資産運用を行っているという、他事業にはみられない資産・負債特性を持っている。

今回、資産の評価方法にのみ、時価評価をそのまま導入した場合、資産・負債の評価方法のミスマッチにより生じる評価差額が資本の部に計上されることになり、その結果、誤った業績表示やそれに基づく配当等の社外流出による健全性の低下等、長期にわたる安定的な事業運営を阻害する懸念がある。（生命保険協会）

損害保険会社は総資産の約4割を積立保険を源泉とする負債が占めており、長期・固定の巨大な金利リスクを抱えている。この巨大な金利リスクを低減するため、損害保険契約から生じるキャッシュフローを長期の円金利資産と円金利系デリバティブで運用を行うことが行われている。このようなALMを行っている場合、損害保険会社が今般の金融商品の会計基準を原則通り適用すると、財務諸表が経営実態・成果を正確に表さないものとなる。（日本損害保険協会）

保険会社はその事業内容の特殊性により、長期的性格の強い資産負債構造を有している。従って、時価会計基準がそのまま適用されると、資産と負債の評価にミスマッチを起こすこととなり、その結果として、保険契約者及び一般株主等の保険会社の利害関係者に、会社の経営内容・健全性について重大な誤解を与える可能性が出てくる。（在日米国商工会議所）

保険の目的が「安定の追求（経済的不確実の排除）」であることから、その資産運用においても安定性が求められ、現在の保険会社の会計はこれを前提とした取り扱いとなっている。変動性が急増した現在の金融・資本市場にあって、保険会社だけが依然として安定性を追求する資産運用を行っている、そのための過大な負担を保険会社が背負い込むことになる。したがって商品設計を含めてこの点に関する基本的見直しは、別途の重要な経営課題となるが、このような見直しを実施したとしても、安定性を求める保険事業の特性は当然に残るわけで、保険会社が一般的な会計議論とは同列に扱えないことに変わりはない。（個人：アクチュアリー）

2. 会計処理の在り方

予定利率を長期にわたり毎年保証するという生命保険会社の責任準備金の特性に対応し、金利変動に対して長期的に安定的な経営を可能とする観点から、円建債券（区分経理された外貨建保険契約に対応する（当該外国通貨による）外貨

建債券についても同様)については、投資時の利回りに応じた利息を債券保有期間中安定的に計上する償却原価法が妥当。(生命保険協会)

保険会社が時価会計基準をそのまま適用し、決算報告を行うことは合理的でない。保険会社において、資産と負債の評価のミスマッチを防ぐ合理的な会計的手当が行われること、合理的な会計的手当が行われるまで、当会計基準の適用については、不適用とすること、を要望する。(在日米国商工会議所)

保険会社の資産負債構成の特殊性及び責任準備金に関する評価の考え方が整理されていない現状から、第 案が最も合理的であると考え、原則として従来の評価方法の継続であるため、「金融商品の時価評価」を直接導入する他業態から理解が得られるかという懸念がある。この点については、従来の評価方法を採用できる資産(主に債券)を、保険会社の資産負債構造の特殊性に鑑み、明確な規準を設けて、ヘッジ効果のあるものに限定するという対応も考えられる。

そのヘッジ効果に関する規準についての一つの考え方として、資産と負債のデュレーション・マッチングの概念を利用し、保有資産から負債のデュレーションに概ね一致するポートフォリオを構築し、そのポートフォリオの対象となる資産のみをヘッジ効果のある資産とすることが考えられる。(アメリカファミリー ライフ アシュアランス カパニ- オブ コンパニ)

責任準備金に関する評価の考え方が整理されていない現状に鑑みると、従来の評価方法を継続することが望ましいが、これが認められない場合は、負債の長期性に由来するリスクをヘッジするために保有する債券等については、それがヘッジ効果を有するものである場合、時価評価は行いつつも、ヘッジ会計に準じて、評価差額を資本の部に計上するのではなく資産または負債に計上することが可能となることが望ましい。

運用資産について、保険群団とのALMマッチングを行っている場合、資産と負債のデュレーションが概ね一致していることを条件にこの会計処理を可能とする。また、負債全体のデュレーションが非常に長い場合において一定の年限以下のキャッシュフローに限ってALMを行う場合においても、資産区分がなされていることを条件にこの会計処理を可能とする。(プルデンシャル生命保険株式会社)

安定性を求める保険事業の特性から、保険会計が一般的な会計議論とは同列に扱えないことには変わりはないが、国際会計基準の動きなども無視できない。たとえ保険会社の資産であったとしても、市場においては他の企業が所有する金融資産と何ら変わりはないわけであり、その点からは(特にGAAPでは)資産の時価会計の導入などは当然のこととなる。したがって保険会計の特性について主張するのは、GAAPでは負債の評価場面または資産と負債をバランスさせる場合に限定すべき。(個人：アクチュアリー)

全面的な資産・負債の公正価値評価が現時点では行われなことを前提とする以上、損害保険会社の経営実態・成果を反映する業種独自のヘッジ会計(ALMヘッジ会計)の導入が必要になる。繰延ヘッジ会計の会計理論とも整合的であること、恣意性を排除し、損失の繰延を防止できると考えられることから、対応

案のうち第 案の が最も適当。第 案の についても、作成される財務諸表は損益・自己資本への影響の点では第 案の と同一の効果を有しており、財務諸表利用者にとって混乱が比較的少ないと予想されることから適用することは問題ない。

ただし、万一、本件の検討に時間を要することが見込まれる場合、一般原則に戻り、第 案を採用せざるを得ないという選択になるものと考ええる。

第 案については、A L M管理の対象とならない有価証券についても新基準の適用外とすることは合理的な説明が見つからないことから、諸方面の理解を得ることは困難。(日本損害保険協会)

「負債(責任準備金)と異なるリスク特性を有する株式、外貨建債券等については、(仮に第 案が採用される場合でも、)その価格変動リスクが保険会社経営に与える影響が大きいことに鑑み、時価評価が採用されるべきではないか、との指摘がある。」との報告書の記述があるが、保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る外貨建債券については負債と同じリスク特性を有している。(アメリカ ライフインシュランス カパニー)

3. スケジュール

会計制度の変更に伴う資産運用やリスク管理面等の経営対応は、本来年間を通じて行われるものである。加えて、会計制度変更には事務・システム対応が必要である。すでに平成12年度の第一四半期も経過している中、これらの対応を十全に行い、新制度における経営の健全性を確保し、もって契約者利益を確保する観点から、早期に結論を出す必要があると考える。(生命保険協会)

金融商品の新会計基準の適用初年度は既に始まっており、証券取引法に基づく半期決算に向けて損害保険会社各社の社内体制の整備等も必要であることを考慮すると、手当が早急に講じられることを要望。(日本損害保険協会)